

## 会議録（要点筆記）

|       |   |
|-------|---|
| 会議名   | 令和3年度第1回坂祝町空家等対策協議会   |
| 開催日時  | 令和4年3月16日（水）午前11時から午前11時45分まで   |
| 開催場所  | 坂祝町役場庁舎 4階 第2会議室  |
| 会議次第  | 1 開会<br>2 会長あいさつ<br>3 会議録署名人選出<br>4 議題<br>議第1号 特定空家の候補について<br>議第2号 特定空家の現状と今後について<br>議第3号 他の空家への対応について<br>5 その他<br>6 閉会 |
| 委員出席者 | 柴山委員、石原委員、竹内委員、鈴木委員、佐藤委員、小栗委員、竹村委員、吉田委員、片桐委員  |
| 議長    | 柴山委員  |
| 欠席者   | 金子委員  |
| 事務局   | 産業建設課 岩井課長、川島係長、水野主任  |
| 傍聴者数  | 1名  |

午前 11 時開会

## 1 開会

### 【事務局】

あらためましてこんにちは。定刻となりましたので、ただいまより、令和 3 年度第 1 回坂祝町空家等対策協議会を開催致します。委員の皆様にはお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。本日の委員会ですが、法務局美濃加茂支局の金子統括書記官が所用のため欠席するとご連絡いただいておりますので報告させていただきます。まず最初に開催に先立ちまして、本協議会の会長であります、柴山町長からご挨拶をいただきます。

## 2 会長あいさつ

### 【会長】

あらためましてこんにちは。本当にお久しぶりでございます。1 年ぶりの開催でございます。私からは 1 点だけ。昨日 15 日、県内では 610 人、当町では 1 人のコロナウイルス感染者でした。昨日、県の対策会議がありまして、蔓延防止等重点措置が 22 日をもって解除されるとのことです。新聞にも載っておりましたが、感染者の累計では 60698 人、かなりの数であると思いますし、死亡者は約 300 人、この第 6 波が収束して、新たなウイルスというものもありますが、これからはコロナとともに付き合っていく時代になったのかなと思います。お互いに感染予防をしていただきたいと思います。以上です。

### 【事務局】

本日の協議会では、坂祝町の空家バンク、空き家の利活用の部分をおこなっております、企画課の片岡課長にも出席いただいておりますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様におかれましては、委員名簿にて紹介とさせていただきます。

申し遅れましたが、わたくしは産業建設課の岩井と申します。

資料の確認をさせていただきます。

資料 1、資料 2、資料 3 を事前配布させていただいております。本日机の上に、委員名簿と席次表を用意しておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは次第に従いまして、議事の方を進めさせていただきますが、本協議会は会長が議長になることから、会長に進行をよろしくお願いいたします。

## 3 会長の選出

### 【議長】

規定により、議長をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、委員の出席について事務局より報告して下さい。



ります。

このような状態から事務局としては特定空家の認定をしてはどうかと考えておりますのでご審議願います。

【議長】

ただいま、資料1をご覧いただきましたが、何かご意見・ご質問はございませんか。

【議長】

ないですか。いいですか。

それでは特定空き家として認定してよろしいでしょうか。

<異議なし>

【議長】

では特定空き家として認定いたします。

【議長】

次に「議題第2号特定空家の現状と今後について」説明を求めます。

【事務局】

資料2をご確認をお願いします。

こちらが令和元年度第3回空家等対策協議会で認定されました特定空家4件分の台帳となっております。

特定空家所有者には既に助言・指導書を送付、電話や自宅を訪問し指導しております。そのため昨年度中に黒岩の①、一番上の空き家1件と、今年度中に酒倉の番号②を1件を除却していただいております。所有者の手によって除却されています。今年度除却された②の特定空家に関しては更地にしていただく際に初めて坂祝町老朽危険空家等除却事業補助金を活用していただくことができまして、所有者に補助金30万円を交付しました。取組の③と④の特定空家はこれまでと同様に除却されていない状況です。

次の2ページ目をご覧ください。こちらの地図ですが、特定空家の位置がわかる地図です。

さきほどの①の特定空家は昨年度除却されたため載せておりません。

3ページ目をご覧ください。現存している特定空家の状況を説明します。まず■■■■■  
■■■にある③の空家についてです。空家周辺にはこれまでの空き家と同様に木が茂っております。歩道にまで達しています。家屋は傾き、壁の下地が見えるような状況です。

4ページ目をご覧ください。上部の写真には赤枠で囲っていますが、こちらも壁が剥がれて下地がむき出しになっています。下部の写真を見ていただくとわかりますが、屋根が崩れて

いたり壁が無くなっています。

5 ページ目をご覧ください。4 ページ上部の写真と同じ箇所を赤枠で囲んでいる令和元年度と令和 2 年度の写真です。令和元年度と令和 2 年度の写真には壁がありますので家屋の腐敗が進んでいることがわかります。③の特定空家について写真は以上で、③の特定空家の所有者について説明します。登記簿に記載されている所有者は既に亡くなっており、所有者の子である町内在住者と町外在住者 1 名ずつが相続し共有管理者となっています。役場として両名に指導しておりますが、町内在住者は除却を行う業者が決められないと話をしており、町外在住者からは町内在住者に管理は任せているため町内在住者へ連絡してほしいと話がありました。

6 ページ目をご覧ください。こちらは④の■■■■付近にある特定空家です。こちらにも草木が茂り、写真右側の家屋の屋根は崩れています。

7 ページ目をご覧ください。現在は冬のため葉が落ちていますが、春から秋にかけて葉が家を囲みます。木は電柱よりも大きいように感じられます。

8 ページ目をご覧ください。平成 26 年度の写真を見ていただくとわかるように、現在と異なり木は電柱よりも下にあり段々と伸びていることがわかります。昨年度の写真では既に木が電柱を越えているように見えます。④の特定空家について写真は以上で、所有者について説明します。④の特定空家の所有者についても現在は亡くなっており、所有者の孫である町内在住者と町外在住者 1 名ずつが相続し共有管理者となっています。役場として両名に指導していますが、町内在住者は特定空家の所有者ではないと主張し特定空家の所有を行っている意識がなく、町外在住者からは町内在住者へ連絡し対応してほしいと話がありました。

このような現状から、来年度についてもこれらの特定空家を除却してもらうように③については町内在住者へ特定空家を除却する業者が決められるように、④については町内在住者へ自分が所有者であると認識してもらえるように改めて資料を作成し確認してもらうなどして、引き続き空き家の除却を呼びかけていきます。

事務局からは以上です。

【議長】

何かご意見・ご質問はございませんか。

次に「議第 3 号他の空家への対応について」説明を求めます。

【事務局】

資料 3 をご覧ください。

こちらは今後特定空家の候補となる空家として前回の協議会でもお伝えした主な空き家4件と新たにお伝えする相続財産管理人選任申立を行った空き家1件です。①、②、④は改善されるまでには至りませんでした。③の空き家については所有者、所有者の代理人である行政書士に連絡を行った甲斐があり所有者自ら除却していただくことができました。⑤については隣のアパートに達するほど敷地から草木が伸びていたため、アパートの管理会社から情報提供いただき、令和3年度から主に対応しております。こちらについては緊急安全措置として、アパートまで達している草木を除去した後に、所有者を調査したところ、所有者は既に亡くなっており、相続人全員が相続放棄している管理者不在の空き家でした。そこで今後も草木が伸び、アパートまで達することが考えられるため、相続財産管理人選任申立を岐阜地方・家庭裁判所に申請しました。こちらの空き家は購入希望者がおり、今後は相続財産管理人と購入希望者間で売買を行う予定です。

次のページをご覧ください。台帳に記載しました空き家の位置がわかる地図です。①は■■■■■■■■■■の近くにある空き家、②は■■■■■■■■■■付近の空き家、③は■■■■の■■■■■■■■■■付近の空き家、④は■■■■の■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■にある空き家、⑤は相続財産管理人選任申立を行った■■■■の空き家です。

現存しているどこの空家も草木の撤去が必要で、①と④は建物の修繕が必要です。⑤に関しては相続財産管理人によって草木や建物の管理をしてもらいます。①、②、④に関しては特定空家のような、外壁が著しく劣化していたり、柱と梁がずれていることはありませんが、来年度も改善されるように引き続き所有者に指導していきます。

事務局からは以上です。

【議長】

何かご意見・ご質問はございませんか。

【竹内委員】

どのように指導していくのですか？

【事務局】

まずは助言・指導書の通知をおこない、それでも改善されない場合は勧告をおこないます。

その後命令をして、最終的には坂祝町が行政代執行をおこない、空き家を取り壊し、費用を所有者に請求します。

【竹内委員】

本当に所有者はお金を払えるのでしょうか？

【事務局】

土地の売却代金等から費用を請求します。

【片桐税務課長】

空き家対策のこれからについて、今後勧告をおこなっていく際、その場合協議会で議決をとらなくてもよいのでしょうか？

【事務局】

現在事務局の判断にて助言・指導をおこなっており、勧告についても同様に考えている。ただ、とった方が良ければ、会長議決をお願いします。

【議長】

ではただいま事務局の方から話があったように、これから勧告に進んでいく方針でよろしいでしょうか？

<異議なし>

【議長】

他にご質問等はよろしいでしょうか。

最後に前回の会議で話が出ました空き家バンクの現状について本日企画課長が出席しておりますので説明を求めます。また空き家バンクの現状について企画課長から説明がありますが、今協議会は主催が産業建設課のため質問は協議会終了後に、各自でお願いします。

【片岡企画課長】

企画課の片岡です。

現在企画課では近隣不動産と連携して空き家バンクの取組をおこなっております。昨年度の実績は1件空き家購入希望者がおりました。現在空き家バンクでは、土地や空き家を購入した人に補助金がありますが、改修やリフォームをおこなわないと、補助金はありません。引き続き、活用できそうな空き家を探していきます。

【議長】

空き家バンク以外で、他に気づいたことなど、何かございませんでしょうか。

他に質疑がないようですので、これにて本日の議題を終了させていただきます。

最後に今後の予定等について説明を求めます。

【事務局】

今回の会議録につきまして、今月末を目途に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様任期についてですが、令和4年3月31日までとなっております。令和4年4月1日から再度委員として委嘱させていただくと共に、坂祝町議会、岐阜地方法務局美濃加茂支局、坂祝町民生委員児童委員協議会、可茂消防事務組合には推薦依頼書をメールまたは郵送で送付させていただきますので、委嘱対象者を記載いただき産業建設課にご提

出ください。

事務局からは以上です。

## 5 閉会

### **【議長】**

皆様のご協力に感謝を申し上げます、これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(11時45分閉会)